

令和6年度第2回木更津市公平委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和7年3月24日(月) 午後3時00分から午後3時40分まで
- 2 場 所 等 木更津市役所駅前庁舎 会議室1
- 3 出 席 者 〔委 員〕 渡邊委員長、露崎委員、川名委員
〔事務局〕 渡辺書記長、吉野書記、岸書記

4 議 題

- (1) 市長と木更津市公平委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について
- (2) 「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則」の制定について
- (3) 令和6年度事業報告について
- (4) 令和7年度事業計画について

5 概 要

(渡辺書記長)

木更津市公平委員会書記長の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。ただいまから、令和6年度第2回木更津市公平委員会会議を開催いたします。

開催に当たりまして、委員長からご挨拶をいただき、公平委員会規則に基づき、委員長の進行で議事を進めて参りたいと存じます。それでは渡邊委員長、よろしくお願いいたします。

(渡邊委員長)

はい。本日もご多用のところ、ご参集いただきましてありがとうございます。着座にて進行を進めさせていただきたいと思います。

pp

その後、市長と木更津市公平委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について、他3議題について事務局から説明がございます。

皆様の慎重なご審議のほど賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議を始めさせていただきます。

本日、委員の皆様ご出席いただいておりますので、会議は成立ということでございます。

次に、会期の決定及び議事録署名議員の選出をお諮りさせていただきますが、会期は本日のみ、議事録署名人については3名の委員ですので、全員で署名するということがよろしいでしょうか。

【異議なし】

(渡邊委員長)

では、次第の3番、勤務条件の説明について、職員課から説明をお願いいたします。

(溝口係長)

よろしくをお願いいたします。職員課給与厚生係の溝口と申します。

配布しております、公平委員会会議資料(職員課)の資料に沿ってご説明差し上げます。大きく分けまして、今日の議題として給与改定についてと、それから、所定外労働の制限緩和についてのご説明になります。

まず給与改定につきましては、任期付職員を含めまして一般職職員の給料表の改定がございました。

また、同時に期末手当及び勤勉手当の支給率の改定がございました。

先に申し上げました給料表の改定につきましては、国の人事院勧告で発表されました、行政職俸給表に準じましてプラスの改定となっております。

また、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定につきましても、人事院勧告に従いまして年間の支給月数の方が0.1月分引き上げとなっております。

また、(2)再任用職員につきましては、一般職員と少々異なりますが、俸給表については、人事院勧告の行政職俸給表に準じまして、プラスの改定となっております。

また、期末手当及び勤勉手当の支給率についても、0.05月分の引き上げとなっております。

細かい数字につきましては、それぞれ表の方を載せております。

また、給料表と期末勤勉手当の他に、手当について変更がいくつかございました。

(3)になります。

また、給料表と期末勤勉手当の他に、手当について変更がいくつかございました。

(3) になります。

まず、①地域手当につきましては、木更津市では、令和7年度から地域手当を3%から4%に引き上げることとしております。

現状をご説明いたしますと、条例上は本則の方で数値として5%を示しております、附則にて3%に落としているような形となっております。こちらの附則の方を改正いたしまして3%を4%に引き上げることとしております。

裏面の方ご覧いただけますでしょうか。

人事院勧告の方では、令和7年度と8年度につきましては現状維持で3%、令和9年度と令和10年度について、4%に上げるような勧告となっております。

ですが、本市につきましては近隣市と大きく支給の区分の差がございまして、近隣市と合わせるといいですか、差を埋めるために来年度から4%に上げるような形で条例を改正しております。

②扶養手当につきましては、配偶者の方の手当を順次廃止をいたしまして、扶養手当の方を拡大していくような形をとっております。

配偶者の扶養手当につきましては、令和8年度までに現在6,500円であるものを、0円まで順次落としていくような形となっております。

子に対する扶養手当につきましては現状1万円であるものを、令和8年度までに13,000円に拡大するような形で、こちらも経過措置をとっております。

③管理職員特別勤務手当になります。こちらにつきましてはこれまで対象となっていた時間の方が、午前0時から午前5時が対象であったものを、午後10時から翌日の午前5時までが対象となるように改正をするものです。

④再任用職員への住宅手当支給。こちらについては今まで支給がありませんでしたが、こちらを支給対象となるような改正となっております。

(4) 改定の時期につきましては、原則令和7年4月1日に改定としております。

ただし給料表と期末勤勉手当の支給率につきましては、一部今年度の4月1日に遡及改定を行っております、給料表のみ7年の4月にもう一度改定を行うような形をとっております。

以上が給与改定についてのご説明になりまして、もう1点の議題であります所定外労働の制限緩和につきましては、続けて説明させていただきます。

こちらについては、育児のための所定外労働の制限を、職員の方が請求できるような形をとっておりますが、その要件が、今までは3歳に満たない子を養育する職員としていたものを、小学校就学の始期までの子を養育する職員へと拡大したものになります。

説明は以上になります。

(渡邊委員長)

はい、ありがとうございました。

この件は報告事項のようなことですかね。これを公平委員会に報告することになっているってことなんですよ。

この件について質問のある委員の方いらっしゃいますでしょうか。

はい、露崎委員お願いします。

(露崎委員)

調整手当ですが、君津市の文言が無いのですが、これは木更津市と同じという理解でよろしいですか。

(溝口係長)

はい、おっしゃる通り、君津市は同じ基準になっております。

(露崎委員)

それと、管理職員特別勤務手当ですが、これは午前0時から午前5時であったものが時間の変更ということですが、1回の出勤当たり幾らというふうな金額で、手当が出るんですか。

(溝口係長)

級によって異なるんですけども、7級及び8級につきましては、1回の出勤にあたり6,000円、6級の職員につきましては5,000円の支給となっております。

(露崎委員)

わかりました。1回ということであれば、例えば1時間でも、フルにやっても、手当は

同じということですね。

(溝口係長)

勤務した時間により金額の方が若干変更しまして、2時間未満の場合は今申し上げた金額になりまして、そこから6時間を境に12,000円と、時間に応じて乗じた額としております。

(露崎委員)

例えば災害等のときも、この手当が対象になるという理解でよろしいですか。

(溝口係長)

はい、ほとんど災害の時に支出するための手当として考えております。

(渡邊委員長)

ありがとうございます。川名委員どうぞ。

(川名委員)

初歩的なことだと思っんですけど、扶養手当の配偶者手当を廃止して、この手当を引き上げるということですけども、子育て関連での対応でしょうか。

(溝口係長)

はい、おっしゃる通りでございます。

(川名委員)

それに対する不服不満というのは出てこないですか。

(溝口係長)

こちらについて職員組合の方にも報告の方を事前にしておりまして、一部から少し反対といいますが、意見の方はいただきましたが、最終的には合意を得ております。

(川名委員)

わかりました。

(渡邊委員長)

川名委員も、職員課の皆さんもありがとうございました。ご質問については他にはないということですのでよろしいですかね。

私もございませんので、この議題については終了ということにさせていただきたいと思えます職員課の皆様お疲れ様でした。

次第の4の議題に入らせていただきます。

(1) について事務局から説明をお願いします。

(吉野書記)

それでは議題(1)についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

それではまず議題(1)「市長と木更津市公平委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について」ご説明いたします。資料の3ページをご覧ください。

地方自治法第180条の2において市長の権限に属する事務の一部を委員会へ、同法第180条の7において委員会の権限に属する事務の一部を市長へ委任または補助執行させることが規定されております。

本協議は、双方の事務の補助執行について規定しているところでございます。

今回の内容でございますが、個人情報の保護に関する法律第66条において、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定されております。

当該規定に係る措置といたしまして、委員会から市長部局への補助執行事項として「保有個人情報の管理の状況について監査または点検の実施をすること」を追加し、「市長と木更津市公平委員会との、地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について」を、市長と合意しようとするものでございます。

なお、新たな協議の合意に伴いまして、令和5年4月1日に合意いたしました現行の協議は廃止となります。

本日の会議で承認が得られましたら、市長部局へ協議の依頼をいたします。

以上でございます。

(渡邊委員長)

はい、ありがとうございます。

この文言で双方のこの事務手続きについては、足りるということによろしいんですね。質問とかある方いらっしゃいますでしょうか。

はい書記長からどうぞ。

(渡辺書記長)

今回、4月に組織改正がございまして、1点だけ変更がございます。

公平委員会書記長等への補助執行事項、1の(1)のところで、2行目の一番最後から3行目にかけて「部等の長」という言葉があるんですが、今回市長公室という機関がなくなりますので、「部の長」という形になります。

(渡邊委員長)

ここは「等」というのを削除した上で、ご承認願いたいという趣旨でございますか。

ではそのように修正ということで、承知いたしました。議事録の方に残しておいていただければと思います。

他に委員の皆様から質問であるとか事務局の方から説明とか特にはないですか。

よろしければ、特にご意見ないということですので、事務局作成のこちらの文言で、先ほど指摘の部分の、「等」という字句を削除した上での公平委員会での承認ということにさせていただきますと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

はい。皆様ご承認いただきましたのでこの件は承認ということで、よろしく願います。

続きまして議題の(2)についてのご説明お願いしてもよろしいですか。

(吉野書記)

はい。それでは議題(2)「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則」の制定についてご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。

公平委員会では、地方公務員法第52条の第3項及び第53条第4項の規定に基づき、

管理職員等の範囲を規則で定め、職員組合が適正な職員で組織されているかの審査を行っております。

今回、組織改正により、市長公室を廃止するため、「市長公室長」及び「市長公室次長」を削除する改正を行うものです。

本規則は、令和7年4月1日から施行いたします。

本日の会議で承認が得られましたら、本案の通り公布いたします。

以上でございます。

(渡邊委員長)

はい、ご説明ありがとうございました。

去年もこの範囲を定める規則って一部変更ありましたよね。

皆様ご意見いかがですか。

この件については特にご意見が出なかったということによろしいですかね。

こちらも、皆様のご賛同いただいたということで、全員一致で承認ということにさせていただきます。

では、議題(3)の事業報告です。事務局から引き続きお願いいたします。

(吉野書記)

はい、それでは議題(3)「令和6年度事業報告について」ご説明いたします。資料は7ページをご覧ください。

はじめに联合会関係でございますが、4月には千葉県市町村公平委員会联合会総会及び研究会、5月には全国公平委員会联合会関東支部総会及び第1回研究会、7月には全国公平委員会联合会本部研究会、10月には全国公平委員会联合会関東支部第2回研究会、11月には全国公平委員会联合会通常総会が開催されました。

本市公平委員会といたしましては、昨年8月28日に第1回の会議を実施いたしました。そして第2回の会議につきましては本日、実施しているところでございます。

また、今年度につきましては、職員からの苦情の相談、職員の給与、勤務条件の措置の要求、不利益処分に対する審査請求については、ございませんでした。以上でございます。

(渡邊委員長)

はい、ありがとうございました。

事業報告がありましたけれども、これについてご意見等ある方、いらっしゃいますでしょうか。

昨年度の案件は取り下げになったんでしたっけ。

(吉野書記)

はい、4月1日に本人の申し出により取り下げという形になっております。

(渡邊委員長)

はい、わかりました。

はい、露崎委員。

(露崎委員)

誰がどの联合会等に参加したかはホームページ等で公開されるのですか。

(吉野書記)

特に公開はいたしません。

(渡邊委員長)

他にご意見ご質問等ある方いらっしゃいますか。

特に他にご意見ないということであれば、令和6年度の事業報告についても、承認ということにさせていただきます。

続きまして、議題の(4)についてお願いいたします。

(吉野書記)

それでは最後に議題(4)「令和7年度事業計画について」ご説明いたします。資料の9ページをご覧ください。

はじめに連合会関係でございますが、4月25日に千葉県市町村公平委員会連合会役員会、総会及び研究会が開催される予定でございます。

5月14日には、全国公平委員会連合会関東支部総会及び第1回研究会が開催される予定でございます。

7月の24日及び25日には、全国公平委員会連合会本部研究会が2日間にわたって開催される予定でございます。

10月の22日には全国公平委員会連合会関東支部第2回研究会、10月31日には、全国公平委員会連合会通常総会が開催される予定でございます。

次に、本市の公平委員会関係でございますが、8月には、本市の職員組合の役員選挙が行われるため、今年度同様に、職員団体登録事項の変更に関する審査をお願いする予定でございます。

会議開催日は未定となっておりますが、例年通り8月下旬を予定しております。また、川名委員におかれましては、任期が本年の9月30日までとなっておりますので、新たな委員の選任を行う予定でございます。

次に、令和8年3月には、年度末の報告や、次年度計画などのため、第2回目の開催を予定しております。

その他、職員からの苦情の相談、審査請求等がございましたら、随時開催させていただくこととなります。

なお、来年度の各連合会への出席につきまして、本日の会議にて、どなたが出席されるか、現時点での予定で構いませんので、決めていただければと存じます。

以上でございます。

(渡邊委員長)

ありがとうございました。では、日程を調整しましょう。

【日程について調整】

(渡邊委員長)

この議題の(4)についても、他にご質問等なしということで、当議案についても、皆様の一致で承認されたということで、決定とさせていただきます。

議事としては以上ですけれども、何か全般的なところでご意見ありますか。ありませんか。

本日の公平委員会は、以上で締めさせていただいてよろしいですかね。
では皆様、本日もお疲れ様でした。

上記会議録を証するため、下記署名をいたします。

令和7年3月24日

委員長 渡邊 秀孝

委員 露崎 和夫

委員 川名 真木子